

愛知教育大学 国費外国人留学生
特別聴講生（交換留学生）の資格外活動申請についてのガイドライン

愛知教育大学 国際交流センター

国費外国人留学生は、日本政府から給与の支給を受けることで、生活上の心配なく勉学するための十分な条件が整えられています。

特別聴講生は、その所属校と本学とで締結した協定に基づいて、交換留学生として所属校から本学に推薦・派遣されており、留学期間中（半年又は1年）は勉学に専念することが求められます。

「留学」の在留資格を持つそれぞれの留学生が、資格外活動許可を得て、単なる貯金目的でアルバイトを行うことは、制度の趣旨から想定されておらず、推奨もされていません。

このため、次に掲げるものを除き、本学としては、国費留学生や特別聴講生（交換留学生）が出入国管理庁へ資格外活動許可を申請し、アルバイトを行うことを認めていません。

【本学として認めることができるアルバイトの内容】

- ① 自らの学修や研究活動に資する仕事
- ② 公的機関の依頼に応じて行われる仕事
- ③ 地域社会との交流や地域貢献に資する仕事
- ④ 日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する仕事
- ⑤ 日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する仕事
- ⑥ インターンシップなど将来の日本への就職に資する仕事

これらに該当するアルバイトをしようとするときは、出入国在留管理庁への資格外活動許可の申請手続きの前後に、本学としての手続きも加え、以下の手順で行うこととします。

1. 資格外活動許可の申請に関する手順

（1）本学への事前確認

出入国在留管理庁に資格外活動許可の申請を行う前に、指導教員の資格外活動の了承を得た上で、「様式1」を国際交流センターに提出して、事前の確認を受けてください。

（2）資格外活動許可の申請と取得

国際交流センターが適当と認めた後に、各自で住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に資格外活動許可の申請を行ってください。

- ・資格外活動許可申請（出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/l6-8.html>

- ・「留学」の在留資格に係る資格外活動許可について（出入国在留管理庁）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00003.html

（3）資格外活動許可の取得報告と勤務先の届出

資格外活動許可が得られたら、パスポート及び在留カードを国際交流センターに持参し、許可を得た旨の報告を行ってください。

また、勤務する会社等が決まったときは、指導教員の確認を経て、「様式2」を国際交流センターに提出してください。

「様式2」は、勤務先を変更又は追加する場合も、その都度提出してください。

2. 注意事項

- (1) 資格外活動許可は出入国在留管理庁が行うものであり、申請を行っても許可されないケースがあります。いかなる場合においても、資格外活動許可を得る前に報酬を伴う活動に従事することはできません。

なお、本学でのT A（ティーチングアシスタント）、R A（リサーチアシスタント）、留学生チューター及び研究・実験補助に係るアルバイトを行う場合や、報酬を受けないインターンシップを行う場合は、資格外活動許可を申請する必要はありません。

- (2) 活動できる時間は、1日につき8時間まで、1週間につき14時間までです。長期休業期間にあっては、1日につき8時間まで、1週間につき28時間までです。長期休業期間とは、大学が定めた夏季休業、冬季休業を指します。（ゴールデンウィークは長期休業期間ではありません。）

- (3) 資格外活動許可期間は、申請をする時点で認められている在留期間の範囲内です。在留期間を更新した場合は、資格外活動許可の再申請が必要です。

- (4) 休学期間中にアルバイトはできません。

- (5) 風俗営業、風俗関連営業を行っている店でのアルバイトはできません。

- (6) 新入学の当初は、本学での学修や研究活動のスケジュール（授業や指導を受ける時間等）を把握するまでアルバイトをしないことをお勧めします。

- (7) 資格外活動許可が得られた後、アルバイトを選ぶ際には、留学生として学修や研究活動に支障なく働くことができるかどうか（時間、職種、安全性の確認、万一の事故における保障などの労働条件）を、よく確認してください。

様式1 資格外活動申請前提出様式 この書類への記入情報は、本学の業務遂行上必要な限りにおいてのみ使用し、その他の目的には一切利用されません。

申請者（署名）：_____ 国籍・地域：_____
(はっきりした書体で署名してください。)

学籍番号：_____ 留学生区分： ☐ 国費外国人留学生 ☐ 特別聴講生（交換留学生）
(該当するものの□にチェックを付けてください。)

【誓約】 以下の活動以外の仕事には従事せず、学修や研究活動に支障をきたさないことを誓います。
この誓約に違反して又は不実の記載をして、何らかの不都合や不利益を生じた場合、自らの責任で対応し、本学に補償を求めません。[提出年月日：____/____/____]

【予定する資格外活動の概要】

(1) これからしようと考えているアルバイト（資格外活動）に関して記入してください。

- ・どのようなところで（業種や会社などの名称）
- ・どのようなことを（仕事内容や職種）
- ・どのくらい行うか（週当たりのアルバイト（資格外活動）の合計時間）
- ・その場合における週当たりの学修・研究の合計時間

(2) 上記(1)の仕事内容や職種は、“本学として認めることができるアルバイトの内容”の①～⑥のどれに該当するか、該当するものの□にチェックを付けてください。

- ☐ ① 自らの学修や研究活動に資する仕事
- ☐ ② 公的機関の依頼に応じて行われる仕事
- ☐ ③ 地域社会との交流や地域貢献に資する仕事
- ☐ ④ 日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する仕事
- ☐ ⑤ 日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する仕事
- ☐ ⑥ インターンシップなど将来の日本への就職に資する仕事

上記の内容について了承しました。 指導教員（署名）：_____

注) この様式への記入に当たっては、「愛知教育大学国費外国人留学生／特別聴講生（交換留学生）の資格外活動申請についてのガイドライン」を、よく読んだ上で記入してください。

※【国際交流センター記入欄】

審査の結果	申請者への伝達日	伝達方法
許可・不許可	年 月 日	口頭・メール・その他（ ）

様式2 勤務先決定（変更・追加）後提出様式

この書類への記入情報は、本学の業務遂行上必要な限りにおいてのみ使用し、その他の目的には一切利用されません。

申請者（署名）： _____ 国籍・地域： _____
 （はっきりした書体で署名してください。）

学籍番号： _____ 留学生区分： ☐ 国費外国人留学生 ☐ 特別聴講生（交換留学生）
 （該当するものの□にチェックを付けてください。）

【誓約】 以下の活動以外の仕事には従事せず、学修や研究活動に支障をきたさないことを誓います。この誓約に違反して又は不実の記載をして、何らかの不都合や不利益を生じた場合、自らの責任で対応し、本学に補償を求めません。〔提出年月日： _____ / _____ / _____〕

【決定した仕事の情報】

(1) 勤務先の情報

No.	勤務先名	所在地又は店名等	仕事内容・職種	週当たり勤務時間
1				
2				
3				
				合計 時間
週当たりの学修・研究の合計時間				時間

* 資格外活動許可を必要としない本学でのTA、RA、留学生チューター及び研究・実験補助に係るアルバイトも行う場合や、報酬を受けないインターンシップも行う場合は、その情報も併せてこの表に記入してください。

(2) 上記(1)の仕事内容や職種は、“本学として認めることができるアルバイトの内容”の①～⑥のどれに該当するか、該当するものの□にチェックを付けてください。

- ☐ ① 自らの学修や研究活動に資する仕事 (No. _____)
- ☐ ② 公的機関の依頼に応じて行われる仕事 (No. _____)
- ☐ ③ 地域社会との交流や地域貢献に資する仕事 (No. _____)
- ☐ ④ 日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する仕事 (No. _____)
- ☐ ⑤ 日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する仕事 (No. _____)
- ☐ ⑥ インターンシップなど将来の日本への就職に資する仕事 (No. _____)

上記の内容について確認しました。 指導教員（署名）： _____

注) この様式への記入に当たっては、「愛知教育大学国費外国人留学生／特別聴講生（交換留学生）の資格外活動申請についてのガイドライン」を、よく読んで上で記入してください。

※【国際交流センター記入欄】

審査の結果	申請者への伝達日	伝達方法
許可・不許可	年 月 日	口頭・メール・その他 (_____)